

平成23年（行ツ）第51号，52号，59号，64号，65号，72号，95号，
112号，113号，130号，131号，132号，133号，135号，15
3号，154号，155号，171号，174号，179号 選挙無効請求事件

判決理由骨子

平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙当時，公職選挙法14条，別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた。もっとも，上記選挙までの間に上記議員定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず，その規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。

参議院議員選挙における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割に照らせば，より適切な民意の反映が可能となるよう，単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず，都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど，現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ，できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある。

（補足意見，意見，反対意見がある。）